

## 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

### (対象施設の要件)

第3条 要綱第4条第1項に規定する対象施設の登録要件は、別表第1に定めるすべての要件とする。

2 要綱第4条第2項に規定する対象施設の登録要件は、別表第2に定めるすべての要件とする。

### (対象施設の遵守事項)

第4条 対象施設は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象者の採用後に、対象者の交付申請等に必要な証明書等を発行すること。
- (2) 本制度を適用せずに対象者を採用する場合は、必ず対象者の同意を得ること。
- (3) 県が事業の実施による効果を把握しようとするとき、県の求めに応じて、必要な調査に協力すること。

### (対象施設の登録の添付書類)

第5条 要綱第5条第1項に規定する対象施設の登録を行う場合の添付書類は、別表第3に定めるとおりとする。

### (対象となる奨学金)

第6条 要綱第9条第1項第3号ウで規定する奨学金は、別表第4に定めるとおりとする。

### (認定申請の添付書類)

第7条 要綱第10条第1項による申請を行う場合の添付書類は、別表第5に定めるとおりとする。

### (認定を受ける者の決定)

第8条 要綱第10条第1項による申請を行った者が、募集人数を超えた場合、県は審査の上、抽選を実施し、認定を受ける者を決定するものとする。

ただし、認定を受けた者が認定期間中のうち別表第6の期間内に、認定の取り消し等

の措置を受けた場合は、次点の者が繰り上がることとする。

- 2 前項ただし書の規定により新たに認定を受けた者が、認定を受けた日の時点で、既に対象施設に薬剤師として正規雇用により就職している場合、要綱第 11 条第 2 項の規定を適用しない。

(交付申請の添付書類)

第 9 条 対象者が、要綱第 18 条による交付申請を行う場合の添付書類は、別表第 7 に定めるとおりとする。

(実績報告の添付書類)

第 10 条 対象者が、要綱第 20 条による実績報告を行う場合の添付書類は、別表第 8 に定めるとおりとする。

(補助金の支払請求及び交付)

第 11 条 対象者は、要綱第 22 条に規定する補助金の支払請求をしようとするときは、交付対象年度の翌年度の 5 月 20 日までに、補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、対象者から提出のあった補助金支払請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の 5 月 31 日までに支払うものとする。

(書類の提出方法)

第 12 条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべて PDF 形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

- 2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

要件	
(1)	<p>対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。ただし、国、県、市町その他これらに準ずるものについては、適用しない。</p> <p>ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。</p> <p>イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。</p> <p>ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。</p> <p>エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。</p>
(2)	<p>次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p>イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者</p> <p>ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
(3)	<p>対象者に、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講させること。</p>
(4)	<p>この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。</p>

別表第2（第3条第2項関係）

要件	
(1)	<p>対象者を採用した場合、要綱第13条に掲げる補助対象経費の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約すること。</p>
(2)	<p>対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。</p> <p>ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。</p> <p>イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。</p> <p>ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。</p> <p>エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。</p>
(3)	<p>次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団員であると認められる者</p> <p>ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
(4)	<p>この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。</p>

別表第3（第5条関係）

添付書類	備 考
誓約書	病院にあつては様式第1号、薬局にあつては様式第2号を添付すること。
前号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第4（第6条関係）

対象となる制度	備 考
県内市町が設ける奨学金制度	
薬学部設置大学が設ける奨学金制度	

別表第5（第7条関係）

添付書類	備 考
履歴書	要綱様式第2号関係 別紙1
奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの	
要綱第9条第1項第1号アにより認定を受けようとする者にあつては、在学証明書	在学中の大学の名称及び学部、学年がわかるものとする。
要綱第9条第1項第1号イにより認定を受けようとする者にあつては、薬剤師免許証又は登録済証明書の写し	
前各号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第 6 (第 8 条関係)

対象者	第 8 条第 1 項のただし書の期間
大学の 5 年生の時点で認定を受けた者	認定を受けた日から、翌々年度の 6 月末日まで。
大学の 6 年生の時点で認定を受けた者	認定を受けた日から、翌年度の 6 月末日まで。
既卒者で認定を受けた者	認定を受けた日から、当該年度の 3 月末日まで。

別表第 7 (第 9 条関係)

添付書類	備 考
在職証明書	毎年度添付すること。 ただし、前年度分の実績報告書に添付した場合は、添付不要。
奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの	1 年目は、奨学金事業実施者が発行する「貸与奨学金返還確認票」の写しを添付すること。 2 年目以降は、奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。 ただし、前年度分の実績報告書に添付した場合は、添付不要。
他の地方公共団体及び企業の奨学金返還補助制度を併用する場合、その補助額がわかる資料の写し	2 年目以降は添付不要。
大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し	2 年目以降は添付不要。
薬剤師免許証又は登録済証明書の写し	1 年目に薬剤師免許証を添付した場合、2 年目以降は添付不要。 1 年目に登録済証明書を添付した場合、2 年目に薬剤師免許証の写しを添付すること。（それ以降は添付不要）
要綱第 11 条第 1 項に規定する認定通知書の写し	2 年目以降は添付不要。
県税に滞納がないことの証明	毎年度添付すること。 ただし、1 年目は課税対象でない場合は添付不要。
前各号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第8（第10条関係）

添付書類	備 考
在職証明書	毎年度添付すること。
奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの	奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。
前各号のほか、知事が必要と認める書類	

誓 約 書

山口県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度の対象施設の登録にあたり、次の事項を誓約します。

記

- 1 次の全てを満たしています。  
（国、県、市町その他これらに準ずる開設者については(1)～(4)を適用除外とする）
  - (1) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - (2) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
  - (3) 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
  - (4) 県税の全税目について滞納がないこと。
  - (5) 次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
    - イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
    - ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 本制度で採用した対象者に、知事が認めるプログラムに基づく研修を受講させます。
- 3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
  - (1) この事業を通して得た個人情報については、個人情報保護のため、責任をもって適正に管理し、当該事業の目的以外には一切使用しません。
  - (2) 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。
- 4 「地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度対象施設申込書」の記載内容に偽りはありません。

年 月 日

誓 約 書

山口県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度の対象施設の登録にあたり、次の事項を誓約します。

記

- 1 対象者を採用した場合、地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金交付要綱第13条に掲げる補助対象経費の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約します。
- 2 次の全てを満たしています。
  - (1) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - (2) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
  - (3) 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
  - (4) 県税の全税目について滞納がないこと。
  - (5) 次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
    - イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
    - ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
  - (1) この事業を通して得た個人情報については、個人情報保護のため、責任をもって適正に管理し、当該事業の目的以外には一切使用しません。
  - (2) 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。
- 4 「地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度対象施設申込書」の記載内容に偽りはありません。